

原子力発 1 6 1 5 9 号
平成 2 8 年 8 月 1 6 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇人

伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 2 8 年 1 月 1 4 日に伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（3号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 2 8 年 1 月 1 4 日（原子力発第 1 5 2 0 4 号）
3. 変更の理由：（1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、特定重大事故等対処施設を設置する。
（2）非常用電源設備の信頼性向上の観点から、重大事故等対処設備として非常用ガスタービン発電機を設置する。

【後申請案件】

1. 申請書名：伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（1号、2号及び3号使用済燃料の処分の方法の変更）
2. 申請日：平成 2 8 年 8 月 1 6 日（原子力発第 1 6 1 5 8 号）
3. 変更の理由：「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。